

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 27 日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の
相談支援体制及び医療提供体制の更なる連携について（周知）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）については、接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状を呈する患者（以下単に「患者」という。）に対して、より身近な地域において適切な診療を提供するため、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の選定について」（平成 26 年 9 月 29 日付け健感発 0929 第 2 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「平成 26 年通知」という。）により都道府県単位で HPV ワクチン接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）を選定することとしており、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等の維持、確保について」（令和 3 年 12 月 28 日付け健健発 1228 第 1 号厚生労働省健康局健康課長通知）において示した内容も踏まえ、各自治体、協力医療機関、地域の医療機関、厚生労働科学研究事業研究班の所属医療機関等が連携する診療体制を整備いただいているところです。

また、令和 4 年度より、HPV ワクチンの定期接種を進めるにあたっての相談支援体制・医療提供体制等の整備・強化のため「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業」を実施しており、令和 7 年度も、引き続き同事業において、地域ブロック別に拠点病院（以下「ブロック拠点病院」という。）を選定し、医療機関の診療体制の強化を図るとともに、医療機関、都道府県、市町村や医師会等の関係者の連携をより強化し、十分な相談支援体制や医療体制を築くこととしております。

HPV ワクチンについては、従来の定期接種に加えて、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対し、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）の機会を提供していたところ、令和 7 年 4 月以降もキャッチアップ接種の経過措置が実施されている状況であり、改めて協力医療機関の役割等について御理解いただき、地域の医療機関等、協力医療機関及びブロック拠点病院の更なる連携を深めることにより、HPV ワクチン接種後に体調の変化等の症状を生じた方が必要な支援を円滑に受けられるよう、引き続き体制整備を図ることが重要です。

つきましては、下記の内容について十分御了知の上、協力医療機関を含む管下の医療機関等に対して周知をいただくようお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添えます。

記

1. 協力医療機関の目的や役割等に係る周知について

各都道府県においては、平成 26 年通知の別紙 1 でお示ししている協力医療機関の選定目的や役割等について改めて御了知いただくとともに、HPV ワクチン接種後に体調の変化等の症状を生じた方が必要な支援を円滑に受けられるよう、協力医療機関を含め、管下の医療機関等に対して、改めてその目的や役割等を周知いただくようお願いいたします。

2. 協力医療機関に係る基本情報の報告及び周知について

選定いただいた協力医療機関については、平成 26 年通知の別紙 2 により、協力医療機関名や担当医師名などの基本情報を報告いただいております。HPV ワクチン接種後に体調の変化等の症状を生じた方が身近な地域において診療を受けられるよう、リスト化して厚生労働省ホームページにおいて公表しているところです。

各都道府県においては、当該リストにおいて確実に最新の情報を公表するため、当該リストの情報に変更がない場合であっても、平成 26 年通知の別紙 2 により、令和 7 年 7 月 11 日までに別紙 2 に記載している当課のメールアドレス宛に御報告ください。併せて、今後、協力医療機関において平成 26 年通知の別紙 2 の①～⑨に変更等があった場合には、速やかに都道府県から当課までご報告いただくとともに、その報告に遺漏がないよう、協力医療機関に対して都道府県に速やかに報告するよう依頼をお願いします。

加えて、当該リストを活用いただき、管下の医療機関等に対して、患者の診療に係る協力医療機関への相談や患者の紹介等、協力医療機関との連携を深めていただくよう、周知をお願いいたします。

3. 協力医療機関とブロック拠点病院の連携について

各都道府県においては、HPV ワクチン接種後に体調の変化等の症状を生じた方に必要な支援を円滑に実施するため、協力医療機関における患者の診療にあたって、ブロック拠点病院との連携を深めていただくよう、改めて管下の協力医療機関に周知をお願いいたします。

連携の具体例については下記が考えられます。

- ・ブロック拠点病院の最新の知見や症例等の情報を活用する。
- ・ブロック拠点病院が管下の医療機関向けに開催している研修会に参加する。
- ・HPV ワクチン接種後に体調の変化等の症状を生じた方についてブロック拠点病院に紹介することを検討し、必要と判断した場合は紹介する。

4. HPVワクチンの安全性に関する厚生労働科学研究への協力について

HPVワクチンについては、HPVワクチン接種後に体調の変化等の症状を生じた方に寄り添った支援に繋がられるよう、積極的勧奨が再開された令和4年4月以降、厚生労働行政推進調査事業費補助金（新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業）

「HPVワクチンの安全性に関するフォローアップ研究」において、協力医療機関等から収集したデータを基に患者の受診状況等を把握しております。

その結果については、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会合同部会において評価し、接種の継続を判断する際に役立てているところ、各都道府県においては、当該研究へ協力することについて、改めて協力医療機関に対し依頼をお願いいたします。

なお、当該研究に協力いただいている協力医療機関にあっては、調査の対象期間内に受診者数が0人であっても、その旨を回答いただくよう、周知をお願いいたします。

以上

（参考）

- ・「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の選定について」（平成26年9月29日付け健感発0929第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000947616.pdf>
- ・「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等の維持、確保について」（令和3年12月28日付け健健発1228第1号厚生労働省健康局健康課長通知）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000875154.pdf>
- ・協力医療機関についての厚生労働省ホームページ「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関について」
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou28/medical_institution/index.html
- ・ブロック拠点病院についての厚生労働省ホームページ「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業実施法人の公募について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_52036.html
- ・第105回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和6年度第10回薬事審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会合同部会 資料3－4
<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001384287.pdf>